

梓川中学校 P T A 会則

第一章 総 則

第 1 条 この会は、梓川中学校 P T A と称し、梓川中学校に事務所をおく。

第 2 条 この会の会員は、梓川中学校に在籍する生徒の保護者および学校職員とする。なお梓川地区に居住する人で、この会の目的に賛同するものは、評議員会の承認を得て会員となることができる。

第 3 条 この会の目的は、次の諸項とする。

1. 家庭、学校および社会における生徒の福祉を増進するために保護者と学校職員が協力する。
2. 家庭教育、社会教育を正しく推進できるように会員相互に教養を高める。
3. 学校の教育的環境を整備するため努力する。

第 4 条 削 除

第二章 会 議

第 5 条 この会の会議は、次の通りとする。

総会、常任委員会、評議員会、部会、学年 P T A、学級 P T A、町会 P T A、その他必要に応じて委員会等をおくことができる。

第 6 条 総会は、この会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会に分け、定期総会は、原則として毎年 4 月に開き、臨時総会は、会長が必要と認めたと時または会員の要請があつて評議員会の承認を得た時、会長がこれを招集する。総会の決議は出席会員の多数をもって行い次の事項を議決する。

1. 会則の制定および変更に関する事項
2. 予算の議決および決算の承認に関する事項
3. 役員を選任および解任に関する事項
4. その他総会に付することを適当と認めた事項

第 7 条 常任委員会は、本会運営の企画にあたる。

第 8 条 評議員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本会運営上必要なことならについて審議する。

第 9 条 部会は、次の各部に分かれてこの会を分担してその推進にあたる。

1. 文化部 P T A 会報の企画、発行
2. 厚生部 資源回収等、本会運営にかかわる資金調達事業の実施
生徒及び会員の教養を高めるための講演会の開催
3. 生活指導部 家庭、社会における生徒の生活指導、校外指導及び校外施設の研究

第 10 条 学年 P T A および、学級 P T A は当該保護者および学校職員が、生徒の教育について話し合う。

第 11 条 町会 P T A は、生徒の校外における健全な生活について話し合う。

第三章 役 員

第 12 条 この会に次の役員をおく。

1. 役員選出委員会で選出する役員
会長 1 名、副会長 3 名、部長 3 名、副部長若干名、部員若干名、幹事若干名
2. 各町会より選出する役員
評議員各町会 1 名

単年度副会長、部長、部員となる候補者は当該町会から若干名

3. 学年、学級より選出する役員

学年会長 各学年 会長1名、副会長2名

学級委員 各学級 正副委員各1名で、学級委員の副は生活指導部の部員を兼務する。

第13条 会長は本会を代表し、会務一切を総理し、副会長は会長を補佐して会長事故ある時は代行する。

第14条 部長は部会を招集して部の運営をはかる。副部長は部長を補佐して部員は部会に参加する。

第15条 監事はこの会を監査し、幹事は、庶務、会計、記録等にあたる。

監事は評議員より2名を互選する。

第16条 評議員は、各町会より選出された町会代表がなり、評議員会を構成する。評議員は町会PTAを司会する。

第17条 学年会長はその学年の学級委員の互選により、選出され、学年担当職員の先生と合議して学年PTAを司会する。

第18条 学級委員は、学級内より選出され学級担任の先生と合議して学級PTAを司会する。

第19条 この会は、必要に応じて顧問をおくことができる。顧問は、常任委員会で推薦して、総会で委嘱する。

第20条 会長、副会長、部長および副部長、学年会長、幹事は常任委員となり常任委員会を構成する。常任委員は評議員会に出席する。

第21条 各町会、各学年学級PTAは、必要に応じて本会とは別に連絡員をおくことができる。

第22条 役員任期は1カ年とする。ただし再任を妨げない。

第四章 庶務会計

第23条 この会の経費は、会費、事業の収益金、寄付金、その他をもってあてる。会員は会費を納める。その額は評議員会において決定する。

第24条 会計報告は、監事の承認を必要とする。

第25条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第26条 この会に基金をおくことができる。この基金は評議員会の決議により活用することができる。

第27条 この会に次の帳簿を備え、会員は自由に閲覧することができる。

1. 会員名簿
2. 議事録
3. 会計簿
4. 備品等

第五章 付 則

第28条 この会則で定める内規は次の通りである。

1. 役員選出委員会規定
2. 慶弔規定
3. 表彰規定

第29条 この会則は昭和46年4月17日より実施する。

昭和50年3月17日一部変更

昭和60年3月4日一部変更

昭和61年3月5日一部変更

平成9年4月19日一部変更

平成10年4月18日一部変更

平成15年4月19日一部変更

平成16年4月24日一部変更

平成18年4月23日一部変更

平成23年5月2日一部変更

平成30年5月2日一部変更

平成31年4月26日一部変更

[内規]

(一) 役員選出委員会規定

1. 役員選出委員会は、新評議員で構成し、委員長を互選して、役員選出にあたる。
2. 会長は（P）より1名、副会長は（P）より2名、（T）より1名の基準で選出する。
但し、会長は前年度町会より推薦された副会長（P）があたる。単年度副会長については、各町会より選出された候補者から選出する。
3. 代議員、部長、部員の選出はあらかじめ各当該町会で若干名の選出を求め、役員候補者は選出委員会に出席し、各職務を決定する。但し、生活指導部の部員については、各学級から代表1名（男女を問わない）が出て構成する。
4. 幹事は（T）より選出し、会長が委嘱する。
5. 各学年の副会長2名のうち1名は（T）とする。
6. 役員の選出は、12月中に終わり、3月中に次年度の予算編成および事業計画の立案にあたる。
7. 選出委員長は、総会に出て、役員選出経過を報告し、承認を求める。

(二) 慶弔規定

1. 本会の会員および職員、生徒に慶弔すべき事情が生じた場合は、常任委員会で検討しおおむね下記により適切な処理を講ずるものとする。
2. 弔慰
 - イ 父母および生徒の場合
死亡弔慰 本会PTAとして香料10,000円
病気見舞 本会PTAとしては行わない。
 - ロ 教職員の場合
死亡弔慰 本人の場合協議する。
両親、妻子、これに準ずるもの 本会として香料5,000円
病気見舞 本会PTAとして3,000円
3. 餞別
教職員転退職の際は、次の通り餞別をおくる。
本会PTAとして、3年未満は3,000円、3年以上は、5,000円
4. 弔慰の場合は会長または、学年会長が参上することを原則とする。
5. 本規定に基づき慶弔を受けたものは金品による返礼はしないものとする。
6. 本規定の改廃は、評議員会で行う。

(三) 表彰規定

1. 次に該当する役員ならびに会員に対しては、感謝状を贈呈し、その功績を表彰するものとする。
 - イ 会長、副会長および、通算3カ年以上役員として会のために尽力した者。
 - ロ 前項に関係なく会のために特別な貢献をした役員および会員。
2. 感謝状の贈呈は会長、副会長は退任のとき、役員および会員は退会のとき。